

平成 28 年 5 月 27 日

関係各位

アイ・ティー・エックス株式会社

総務省による是正命令等について

本日、弊社は総務省から携帯電話不正利用防止法に基づく是正命令を受けました。携帯電話の新規契約手続きにおいて、平成 24 年 3 月から平成 24 年 6 月までの間に、契約者及び代理人の本人確認の一部を法に基づく方法で行わなかったものによるものです。

弊社といたしましては、今回の是正命令内容を真摯に受け止め、再発防止に向けた社内教育・研修及び管理体制の強化を行い、法令遵守とコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

本件により、関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上